

下関市における「アクション・プラン」の提案について

1 提案の概要

生活保護受給者等就労自立促進事業が「アクション・プラン」に基づく一体的実施事業に位置付けられていることに伴い、下関市（以下「市」という。）と国との一体的実施事業として、当事業の取り組みを進める。

2 提案理由

リーマンショック以降続く不況を反映して、生活保護受給者数が増加している。本市においても、その伸び率は高く、平成 22 年 3 月末が 15.29%であったものが、平成 26 年 3 月末では 16.99%となっている。

特に失業者等を理由とする「その他世帯」については、平成 22 年 3 月末が 446 世帯であったものが、平成 26 年 3 月末では 620 世帯と、この期間で実に 39.0%の伸びを示しており、これらの対象者に対する能力活用・就労支援が重要な課題となっている。

このような中、「生活保護受給者等就労自立促進事業」においては、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及び生活保護相談・申請段階の者等(以下「生活保護受給者等」という。)-への迅速かつ一体的な就労支援を行うため、地方公共団体と公共職業安定所（以下「職安」という。）とが常設窓口を設置することが可能となっている。

その所在が異なる市と職安が連携し、一体となった窓口を持つことで、早期かつ切れ目のない就労支援が可能となり、ひいては生活保護受給者等の早期自立に資するものと期待される。

そこで、市に下関公共職業安定所（以下「下関職安」という。）の職業相談・職業紹介機能を有する常設窓口を設置することを提案するものである。

3 対象者

市内に居住する生活保護受給者等

4 体制

(1) 下関市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）内に、常設の相談窓口を設置する。

(2) 常設窓口には次の就労支援担当者を配置する

ア 下関職安の就労支援ナビゲーター2名を配置し、相談・支援体制を実施する。

イ 市は福祉事務所就労支援員を配置し、一体的な就労支援を行う。

5 実施内容

(1) 事業内容

ア 職業相談及び職業紹介

生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に基づき、生活保護受給者等で稼働能力を有する者、就労意欲が一定以上ある者、就労にあたって阻害要因がない者、事業への参加に同意している者に対し、市と下関職安が連携して就労支援にあたる。

① 市で実施する事業

支援候補者の選定を行うとともに、福祉施策に基づく給付や個別相談を実施しながら、必要に応じて常設窓口や職安本所への誘導を行う。

また、新たな窓口の開設にあたっては、ブースの設置や配線工事等、ハード面での受け入れ態勢を整える。

② 下関職安に実施を要望する事業

職業相談や職業紹介の実施と、そのために必要な紹介端末・検索端末機の設置、人件費や備品等の負担を要望する。

また、必要に応じて求職者支援訓練に係る相談・支援を実施することについても、併せて要望する。

③ 市と下関職安が一体となって実施する事業

支援対象者に各種の生活相談・職業紹介を一体的に実施する。

イ 生活保護受給者等の職業準備・就労支援

① 市で実施する事業

生活保護受給者等と福祉事務所ケースワーカー・就労支援員が個別にカウンセリングを行い、本人の希望やニーズの把握、健康状態や世帯の状況の確認を行い、下関職安に伝達する。

② 下関職安に実施を要望する事業

すべての支援候補者に対して、原則としてジョブカード等の活用によるキャリア・コンサルティングを実施するとともに、必要に応じて職場体験講習、職業準備セミナー、個別カウンセリング等の職業準備メニューや、トライアル雇用、公的職業訓練の受講、就職・自立促進講習等の活用の提案を行う。

また、必要に応じて就職後のフォローアップを行う。

③ 市と下関職安が一体となって実施する事業

支援対象者に対する、各種の指導・助言を一体的に実施する。

(2) 協定の締結

市長と下関職安所長との間で事業に係る協定を締結する。

(3) 運営協議会の設置・開催

下関市福祉事務所職員、下関職安職員、その他関係機関職員等を構成員とする運営協議会を設置し、定期的に情報交換等を行う。

下関市(山口県)の一体的実施

市役所庁舎内に「生活福祉・就労支援コーナー」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者等に対する就労支援等を実施

市

福祉サービス、相談の実施等

国

職業相談・職業紹介の実施等

① 事業内容

- ・就労支援窓口の設置・運営
- ・生活保護受給者等に対する支援

② 協定・事業計画

- ・下関市長と下関公共職業安定所長の間で事業運営に関する協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を下関市と下関公共職業安定所の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・下関所職員、下関市職員、地方公共団体等の職員を構成員とする運営協議会を設置

下関市役所内に「生活福祉・就労支援コーナー」を設置し、住民に身近な市役所で、福祉から就労までの支援を実現。(平成25年6月から巡回。)